

淡路広域水道企業団職員の分限及び懲戒の手續及び 効果に関する規則

平成9年3月31日

規則第3号

改正	平成22年3月26日	規則第7号		令和2年3月24日	規則第2号
	平成23年3月18日	規則第2号			

(趣旨)

第1条 この規則は、淡路広域水道企業団職員の分限並びに分限に関する手續及び効果に関する条例（平成9年淡路広域水道企業団条例第2号。以下「分限条例」という。）第7条及び淡路広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成9年淡路広域水道企業団条例第3号。以下「懲戒条例」という。）第5条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 分限条例第3条第1項の規定により企業長が指定する医師のうち1人は、国家公務員又は地方公務員である医師でなければならない。

2 病名、病状その他特別の事情により前項の規定によることが困難であると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、その他の医師を指定することができる。

(書面の様式)

第3条 分限条例第3条第2項及び懲戒条例第2条の規定による書面は、別記様式によらなければならない。

(診断又は報告)

第4条 企業長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号に該当して休職中の者に対し、必要があると認めるときは、医師を指定して診断を行わせ、又は医師の診断による病状の報告を求めることができる。

(休職期間の更新)

第5条 分限条例第4条第1項の規定による休職の期間は、企業長が必要に応じ、休職した日から引き続き3年を超えない範囲において、これを更新することができる。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、前項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により企業長が定める任期の」とする。

(復職及び更新の手續)

第6条 企業長は、分限条例第4条第2項の規定により休職者を復職させるとき、又は前条の規定により休職期間を更新するときは、医師2人を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない。

2 前項の場合における医師の指定については、第2条の規定を準用する。

第7条 休職者は、休職の理由が消滅したと認めるときは、その旨を企業長に申し出なければならない。

2 企業長は、前項の申出があったときは、速やかに前条の規定により復職の手続を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

処 分 説 明 書	整理番号					
	交付年月日					
処分者職氏名印						
処分を受けた職員に関する事項	氏 名		職 名		所 属	
処分の内容に関する事項	処分の種類及び程度		処分年月日		根 拠 法 規	
処 分 の 理 由						